

令和6年度 石川県特定最低賃金専門部会
第1回 機械・自動車合同部会 議事録

開 催 日 時	令和6年10月7日 月曜日 15時00分～16時40分			
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 共用第2会議室			
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	
	労働者代表委員	村上 和幸	目澤 春樹	山下 敏弘
		中村 栄一		
	使用者代表委員	川島 直之	橋本 政人	本 裕一
		秋保 年広	眞田 昌則	
	欠 席 委 員	公益代表委員 長澤 裕子 労働者代表委員 田中 隆之		
	事 務 局	細貝労働基準部長	石間補佐	
植田労働基準監督官		春名賃金調査員		
次第	1 開会 2 議題 ① 部会長、部会長代理の選任について ② 石川県特定最低賃金専門部会運営規定について ③ 資料説明 ④ 改正金額について ⑤ その他 3 閉会			
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 			

令和6年度 石川地方最低賃金審議会
石川県特定最低賃金専門部会 第1回機械・自動車合同部会 議事録

令和6年10月7日（月）

15時00分～16時40分

金沢駅西合同庁舎 共用第2会議室

【事務局】補佐

定刻になりましたので、第1回機械・自動車合同部会を開会いたします。

本日の部会は初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで、事務局で進行させていただきます。

皆様方には、10月1日付けで委嘱辞令を発令させていただいておりますが、辞令につきましては、机の上に置かせていただいておりますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たり、細貝労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】基準部長

皆様お疲れ様でございます。労働基準部長の細貝でございます。まずは、お忙しい中、本部会の委員をお引受けいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には日頃より、労働基準行政、特に最低賃金行政におきまして深いご理解とご協力を賜りますことに、この場をおかりしまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

石川県最低賃金につきましては、皆様ご案内のとおり10月5日から984円に改正ということになりました。この間8月9日に石川地方最低賃金審議会から51円、過去最大の引き上げ額ということでございますが、この答申をいただきまして諸手続きを経て5日から発効するに至ったということでございます。労使双方ご意見ある中で広い観点から積極的なご審議をいただいた結果のたまものだと思います。この場をお借りして改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日から、産業別に設定されている石川県特定最低賃金ということでございまして、これは8月の27日に石川労働局長から改正についての諮問をして本日よりご審議を各部会にお願いするというところでございます。

県の最低賃金とは異なりまして、特定の最低賃金というのはご案内のとおり産業別に設定されるというものであります。企業内の賃金水準を設定する際の

労使それぞれの取組を補完するものがございます。従いましてその決定は、労使皆様のイニシアティブこれが一番大切なものであると思います。委員の皆様におかれましては、ご案内のとおりと思いますがその点改めて念頭においていただきまして、活発なご議論いただければ非常にありがたいと思います。本日の議事進行につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】補佐

次に、委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。

本日は、公益代表の長澤委員、自動車部会労働者代表の田中委員から、ご欠席の連絡をいただいております。従いまして現在、機械部会は9名中8名のご出席、自動車部会は9名中7名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議題（1）の部会長及び部会長代理の選任に移らせていただきます。

部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっていますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法をとっています。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】補佐

異議なしということでありますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。

去る、7月11日に開催されました公益委員会議におきまして、部会長と部会長代理の候補者が推挙されておりますので、ご報告いたします。

部会長木村委員、部会長代理長澤委員でございますが、みなさまいかがでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】補佐

異議なしとのことですので、ご推挙いただいたとおりの、部会長及び部会長代理が選任されました。

それでは、この後の議事進行につきましては、木村部会長よろしくお願いたします。

【木村部会長】 木村でございます。円滑な審議に努めたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私木村が行います。労働者側は村上委員、使用者側は橋本委員お願いたします。

それでは議事に入ります。

議題の(2)に移りますが、石川県特定最低賃金専門部会運営規程を確認しておきます。配付資料の資料①の5ページに、石川県特定最低賃金専門部会運営規程がありますが、この内容どおりご確認いただくということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 異議なしということでありますので、お手元の運営規程のとおり、専門部会を運営していくことと致します。

次に、改正金額の発効日についてですが、昨年度は12月31日にいたしておりますが、本年度も12月31日にするという方向で審議を進めることでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは、改正金額の発効日は12月31日にすることといたします。次に配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 補佐 それでは、資料のご説明をさせていただきます。お手元の資料②からご説明をさせていただきますと思います。

こちらには、特定最低賃金改正申出書の写しと疎明資料、その後、事務局によります申出要件審査の結果をお付けしております。また、改正決定の審議に係る諮問及び答申文の写しもお付けしております。

今年度は、5つの特定最低賃金の産業につきまして改正の申し出がございまして、いずれの申し出も形式要件を満たしてはございましたが、先に開催されまし

た石川地方最低賃金審議会におきまして、うち4つの産業について、改正の必要性ありとなりましたので、石川労働局長から石川地方最低賃金審議会長へ、改正の諮問がなされております。

次に、資料③をご覧ください。最初にあります「特定最低賃金についての基本的な考え方」については、後程、ご説明させていただきますので、次ページからの説明となります。今般、ご審議いただきます産業についての全国の特定最低賃金の決定状況、及び石川県における特定最低賃金の審議状況の推移をお付けしております。また、その後のページからですが、特定最低賃金の答申日別最短効力発生予定日一覧表をお付けしております。この一覧表からは、本年年末の改正発効とするためには、10月末までに答申していただく必要があることをご確認いただける表となっております。

続いて、資料④についてご説明させていただきます。最低賃金に関する基礎調査報告書について御説明です。この調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち、製造業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所、及び特定最低賃金適用産業の事業所から1,969件をランダムに抽出し、本年5月中旬から7月上旬にかけて当該調査を実施し、回収率は49.5%（975件）からご回答がございました。この調査結果のうち、特定最低賃金に関するものをまとめたのが、資料④となります。

総括表の見方について、簡単にご説明いたします。総括表はA3サイズの4枚で1組となっております。総括表の左端に「時間当たり所定内賃金（3手当を除く）」とございますが、これは、実際に支払われた賃金ではございませんで、欠勤、早退等をすることなく働いた場合に支払われる「基本給1時間当たりの金額」でございます。同金額以下の労働者数と構成比が右欄に記されています。併せて、規模別や県内に4か所ある労働基準監督署の管轄地域別、年齢別の内訳も記されています。この総括表を基に「最低賃金を引き上げた場合の引上げ額、引上げ率と影響率の関係表」をつけてございます。

最低賃金の改正に際しまして、改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが当該関係表に記載されている影響率となります。次のページからは、該当労働者の分布グラフとなります。

これらの調査結果について、今後の審議でのご参考としていただければ幸いです。

【事務局】 植田

続いて、別冊1について、ご説明いたします。

別冊1の資料をご覧ください。1ページからは北陸財務局から本年9月30日に発表された北陸経済調査です。管内の経済状況は、前回8月判断を据え置き、総括判断は、8月と同様、令和6年能登半島地震の影響は残るものの、復旧・復興需要や北陸新幹線の敦賀延長効果等もみられることなどから、持ち直しつつある。とされています。

次に、14ページからは日本銀行金沢支店が9月11日に発表した北陸の金融経済月報です。全体判断は、2024年5月以来の引き上げとなり、一部に能登半島地震の影響がみられるものの、緩やかに回復しつつある、とされています。

次に、21ページからは石川労働局職業安定部職業安定課が10月1日に発表した8月の雇用失業情勢です。基調判断として、県内の雇用情勢は、全体として求人が求職を上回って推移しているものの、令和6年能登半島地震の影響により、一部地域に弱さがみられる、とされています。

なお、有効求人倍率は1.49倍となり、前月比0.02ポイント、2か月連続で上昇しております。

最後に、39ページからは主要データ集をお付けしております。今後の審議のご参考にしていただければと思います。

【木村部会長】

ただいまの説明について、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ご質問がなければ、次に移りたいと思います。

次に具体的な金額等について、労使双方からこの場所でお聞きしたいと思いますが、その前に、特定最低賃金の基本的な考え方について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】補佐

資料③1ページ、特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方、こちらのページをご覧ください。

特定（産業別）最低賃金は、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の観点からその産業の年齢、業務などの条件で労働者の一部を除外した基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定することとされているものです。

したがって、特定（産業別）最低賃金の金額は、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第15条の規定の手続による関係労使の申出を受けて、都道府県労働局長が決定改正の必要性を最低賃金審議会に諮問し、全会一致で必要との意見が出された場合に、同審議会で審議された意見答申を尊重して決定改正されるものです。

これは、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもので、法令上、特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、労使各側のコンセンサスのもと、特定最低賃金が設定されるべきであるという考え方によるものです。

地域別最低賃金が都道府県労働局長の諮問に基づき、調査審議によって決定する行政主導型の最低賃金であるのに対し、特定産業別最低賃金は労使主導型といえます。

必要性があるとして改正審議に入った後、その審議内容においても、平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告において、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定または改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することと明示されております。

なお、今般ご審議いただきます改正金額は、現行の特定最低賃金よりも1円以上の引き上げ、且つ、現行の企業間労働協約の最も低い額が今般改正する特定最低賃金改正金額の上限となりますのでご留意をいただきますようよろしくお願いいたします。

【木村部会長】 一応確認なんですけど、労働協約のもっとも低い額だと1,040円が上限という理解でよろしかったでしょうか。

【事務局】補佐 おっしゃるとおりでございます。いくら上がっても1,041円ということはなくて現行が1,000円だとすれば1,001円以上1,040円までの間をストライクゾーンと考えてご審議をいただきたいという趣旨でございます。

【木村部会長】 ただ今、事務局から説明のありました考え方の趣旨をご理解いただき、今後のご審議をお願いしたいと思います。

それでは、労働者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。

【村上委員】 JAM北陸の村上です。よろしく申し上げます。本日、最低賃金の改正の必要ありと、特定最低賃金が必要ありという判断をいただきまして、今日議論の場に立たせていただいているということではありがたいと思っております。

ご存知の通り、この石川県においては、日本を代表する企業であり、世界とも戦っているメーカーさんもあるといった中で、その企業を発展させるには人

は大切だということでは、このサプライチェーン中小零細までサプライチェーンをしっかりと人を集める、そういった中で企業が発展させなきゃいけないと思っておりますし、当然働く労働者においてもこの間の物価上昇、そういったものもしっかり反応した中での適正な賃金といったものを議論していきたいと思っております。いずれにせよ、今回、今事務局からもありましたように、条件が1,040円ということですので、そちらについては我々も十二分に理解をしているということでは、その水準を見ながら、繰り返しになりますが、物価上昇それからこの企業の実態、そういったものの中で真摯に議論をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【木村部会長】 その他の労働者委員の方でしょうか？

【山下委員】 津田駒工業労働組合の山下と申します。本年もどうぞよろしくお願いいたします。同様に審議の必要性ありということで認めていただきまずはお礼を申し上げます、ありがとうございます。

私の方からも、まずは全体的なお話ということで、先ほど来から、労働局の方からご説明ありましたけども、能登地震の影響というところで、一部あったというところは私たちも認識をしておりますが、能登豪雨というところで行くと、まだ少し見えない部分があるかなと思っております。ただ、その中でも肌感としては石川県の、そういった全体的な影響というのは、まあそれほどないのかなという印象を今の時点では思っております。で、その中においてですね。やはりあの石川県内を見ますと、これまで通りこれまでに引き続いてですね、労働力不足ということで、やはり特に製造業においてはですね、しっかりと人をまあちょっと言い方が適切か分かんないですけども、抱え込んでおいてですね、そして技能をしっかりと身につけてもらってですね、今後の企業発展にも力を発揮してもらおうというところではですね、やはりこのまず入り口の部分でね、あの最低賃金ということ、特定最低賃金という部分は非常に重要な課題であると認識をしております。

最後になりますけども、特定最低賃金の審議に当たっては、昨年もそういうふうには私たちの姿勢は見ていただいたかと思っておりますけども、正直にしっかりと主張をしながら、いきたいと思っておりますので、今回は上限が設定されとる中ではありますけども、私たちの主張としてはしっかりと根拠付けで、等々は細かいものは後ほどまた申し上げさせていただくということで、今回の特定最賃の議論、ぜひともよろしくお願いいたします。

【木村部会長】

そのほかの労働者側委員の方はよろしいですか。

それでは、使用者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。

【橋本委員】

今ほど労働局から基本的な考え方ということで、労と使が十分話し合って決めていくと言いますか、労使指導型というのが特定最賃でございますので、まあ私どもが、使用者側といって高飛車に物事を言って決めていくというつもりは一切ありませんので、十分労働者側の意見も聞いて、ここの使用者側の委員というのは私以外は本物の経営者であったり、経営層にいる方でございますので、この使用者の皆さんの意見も十分聞いて、できるだけその労働者側と私どもというのは協調できるって言いますか、そういう落ち着くべきところに落ち着くような話し合いをしていければと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

【木村部会長】

そのほかの使用者側委員の方はいかがでしょうか。

なければここで、部会をいったん休憩いたしまして、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。

事務局は、控室について案内をお願いします。

【事務局】 補佐

労働者側の控室は、同じフロアの第4会議室を、使用者側の控室は、第3会議室を用意しております。

(公労・公使折衝)

【木村部会長】

それでは部会を再開致します。

個別にご意見伺う中で、使側の方からは継続した賃上げ幅については、今後も検討していく余地があるのではないかというご意見を伺っております。労側の方からも賃上げ環境ですね、価格転嫁などを含めて継続して賃上げができる環境づくりをお願いしたいというまあこれはあのどちらかという、国とか施策に対してのご要望を労使双方からいただいている形になります。そういったご意見出てますけれど、事務局の方からこの点について何かご発言とかありますでしょうか。

【事務局】 基準部長 ありがとうございます。使用者側労働者側双方から、そういったご意見承ったということでございます。この間、地域別最低賃金、県の最低賃金の議論あるいはその決定した後におきましても、審議会会長あるいは局長、それぞれお話ししている通り、労使双方からいただいている賃上げの環境に向け、賃上げ環境の整備、価格転嫁に向けた石川県、あるいは関係団体と、連携した取組、これが重要だと言うことは、今回の特定最低賃金のところにおいても全く変わることはないというふうに事務局としては認識してございます。従いまして、引き続き、必要なそういった環境整備に向けて、例えば政労使での話し合いの場、設定等々含めですね、取れることを取り組んでまいりたいというふうに思います。

【木村部会長】 ありがとうございます。それでは、本日 1 回目ですけど、労使の方で意見一致しまして、全会一致という形になっております。

改正金額ですけれど、改正後の金額が 1,040 円、引き上げ額はプラス 40 円となっています。この金額でよろしいですか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは改正金額 1,040 円を当部会の結論といたします。本審に提出します部会報告書案を準備いたします。準備が整うまでしばらくお待ちください。

(部会報告書(案) 配付)

【木村部会長】 それでは事務局は部会報告書案の読み上げをお願いします。

【事務局】 補佐 それでは案を報告させていただきます。合同部会でございますが、一般機械の部会そして自動車の部会別々に報告書案を作成しております。また本文の中で日本産業分類の改正が今年度あった関係でカンマの部分で句読点のテンに変えるという場面もございますので合わせて改正案として読み上げさせていただきます。それでは一般機械から読み上げさせていただきます。

令和 6 年 10 月 7 日

石川地方最低賃金審議会、会長栗田真人殿

石川地方最低賃金審議会、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金専門部会、部会長木村弘

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月27日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりでございます。

別紙

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。）
- (2) ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- (3) その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く。）
- (4) はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業、家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 生産用機械器具製造業（農業用機械器具製造業(農業用器具を除く)（農業用トラクタ製造業を除く。）、建設用ショベルトラック製造業、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

を除く。)

(6) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

(7) 産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。）

(8) (1)、(2)、(3)、(6)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(9) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,040円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日

続いて自動車の報告書案でございます。

令和6年10月7日

石川地方最低賃金審議会、会長栗田真人殿

石川地方最低賃金審議会、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金専門部会部会長木村弘

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月27日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。
御覧のとおりでございます。

別紙

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 自動車・同附属品製造業

(2) 自転車・同部分品製造業

(3) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業

所

(4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,040円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日

【木村部会長】

この部会報告書案でよろしいですか。

【各側委員】

異議なし。

【木村部会長】 それでは、この部会報告書を本審会長あて提出することといたします。
なお、8月27日に開催されました石川地方最低賃金審議会において、全会一致で結審した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会の決議をもって本審議会の決議とすることと議決されておりますので、この部会の決議をもって答申となります。
事務局は部会報告書と同一内容の答申文を作成し配付してください。

(答申文を配付)

【木村部会長】 答申文の内容は、審議会長あての部会報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略ということによろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは、読み上げを省略します。
答申後の手続き等について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 補佐 この答申につきましては、本日、最低賃金法第11条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として公示いたします。
公示日の翌日から起算して15日間の公示を必要としますので、10月22日火曜日まで公示することとなります。
この間に異議申出があった場合は、令和6年11月18日月曜日開催予定の石川地方最低賃金審議会本審において改めてご審議いただくこととなります。

【木村部会長】 事務局から、そのほかに何かありますか。

【事務局】 基準部長 ありがとうございます。失礼いたします。事務連絡ではないんですけれども、本日、全会一致ご審議の結果たまわったということで、お礼方々、ご挨拶申し上げたいと思います。本部会、両部会の決議を持って、本審議会の決議とするとの、最低賃金審議会令で6条5項に基づきまして、当局局長宛てご答申を賜りました。局長に代わりまして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

冒頭、それぞれの皆さんからご発言がありましたとおり、それぞれ、労

使各側のコンセンサスに基づいて特定最低賃金は設定されるべきという基本的な考えに、しっかり基づいて闊達なご議論をいただいたというふうにご認識をしております。その結果、全会一致ということでの結論を取りまとめとなったということをごさいますして、多大なご協力をいただきまして、御礼を申し上げたいと思います。ご意見いただいたとおり、賃上げに向けたですね、環境整備、この重要性というのはそのとおりでございますので、労働局としても引き続きそこは取り組んでいきたいと思っております。

今後、話がありましたとおり、12月31日の改正発効に向けまして、手続きを進めてまいりたいと思います。本日はどうもお忙しい中また足元悪い中ありがとうございました。

【木村部会長】

全会一致の取りまとめにご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

これで、本専門部会を終了いたします。ありがとうございました。